

# 指定障害者支援施設 厚生センター晴雲

## 【施設入所支援・生活介護事業】

指定障害者支援施設厚生センター晴雲では、厚生労働省令第 172 号及び松江市条例第 47 号に基づいて提供するサービスの概要は、次のとおりです。

(令和 5 年 4 月 1 日 現在)

### <目的>

施設入所支援事業又は生活介護事業の利用者に対し、施設において、日中と夜間における入浴、排泄又は食事の介護等、必要なサービスの提供を行う。

機能訓練事業の利用者に対し、施設において、その有する能力に応じて地域で自立した社会生活を営むことができるように必要な訓練の提供を行う。

### <運営方針>

次に掲げる運営の方針に基づき、適切なサービスの提供を行う。

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った利用者主体のサービス提供に努める。
- ② 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、適切かつ効果的な支援を行う。
- ③ できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ④ 各関係法令を遵守するとともに、利用者、地域に対し、積極的な情報開示と情報提供に努める。
- ⑤ 経営状況を分析し、更なるコスト削減に努め、安定した経営を目指すとともに、研修体制の充実に努め、専門職としての人材の育成に努める。

### <設置・運営の主体>

名称	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団
所在地	島根県松江市東津田町 1741-3
代表者氏名	理事長 山崎 功
設立年月日	昭和 40 年 7 月 15 日

### <利用施設の指定内容>

事業所の種類	指定障害者支援施設
事業所の名称	厚生センター 晴雲
事業所番号	島根県 第 3210100602 号
指定年月日	平成 20 年 4 月 1 日
事業所の所在地	島根県松江市上乃木七丁目 1 番 28 号
管理者	施設長 伊豫 宣行

サービスの実施地域	松江市
主たる対象者	身体障害者
事業と定員	施設入所支援事業：80名 生活介護事業：70名
併設事業と定員	自立訓練（機能訓練事業）：20名 短期入所事業：5名
開設年月日	昭和51年2月4日

## <施設・設備の概要>

当施設では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以下の施設・設備を設置しています。

### (1) 施設

(障がい者棟)

建物構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 3階建

延べ床面積：11,070.70 m<sup>2</sup>

### (2) 居室

(障がい者棟)

居室の種類	部屋数(室)	面積(m <sup>2</sup> )	備考
個室	85	16.57～ 16.71	各部屋に洗面台・収納庫・ナースコール・TVアンテナ・電話配線あり

### (3) 主な設備

(障がい者棟)

居室の種類	部屋数(室)	備考
食堂	4	TV・洗面台・システムキッチンあり
浴室	7	特浴：1   チェアインバス：3 リフトバス：2   個浴：1
便所	28	多目的・高床式・オストメイト対応等あり
作業療法室	1	機能訓練との共有
理学療法室	1	機能訓練との共有
相談室	2	
医務室	2	
自立訓練室	1	機能訓練との共有
会議室	1	他事業所と共有
支援員室	2	1階と2階に1ヶ所ずつ
事務室	1	1階

(機能訓練関係)

居室の種類	部屋数(室)	備考
食堂	1	1階
理学療法室	1	
作業療法室	1	
活動室	1	パソコン室等
創作活動室	1	
医務・相談室	1	
相談室	1	共用
自立訓練室	1	調理台・洗面台、トイレ、浴室あり
浴室	3	浴槽は1室1槽(家庭浴槽)
通所休憩室	2	テレビ・冷蔵庫
トイレ	2	1階

## <職員の配置状況>

### (1) 職員体制

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

また常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

職種	職員数	区分				常勤換算	備考
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
施設長	1	1	0	0	0	1.0	
自立支援課長	1	1	0	0	0	1.0	
サービス管理責任者	2	2	0	0	0	2.0	
医師(嘱託)	2	0	0	0	2	—	
生活支援員	45	35	0	10	0	41.0	
看護師	6	4	0	2	0	6.0	
作業療法士 理学療法士	2	0	2	0	0	1.0	
管理栄養士	1	1	0	0	0	1.0	
調理員	8	4	0	4	0	5.3	
事務員	3	3	0	0	0	3.0	
警備員	3	0	0	3	0	—	
用務員	8	0	0	8	0	4.2	

\*自立訓練（機能訓練）事業を行う場合

職種	職員数	区分				常勤換算	備考
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
サービス管理責任者	1	1	0	0	0	1.0	
看護師	1	1	0	0	0	1.0	
作業療法士 理学療法士	2	0	2	0	0	1.0	
生活支援員	1	1	0	0	0	1.0	
医師（嘱託）	1	0	0	0	1	—	
用務員	1	0	0	1	0	0.5	

<事故発生時の対応>

利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、当施設の医師へ連絡し必要な措置を行います。

<緊急時等の対応>

利用者の支援中に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じた上で、その概要、経過、今後の対応等を明らかにし、利用者事故報告書に記録します。

利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事故対応マニュアルに従い、早急かつ適切に法人事務局、都道府県及び市町村へ報告します。

<秘密保持>

事業所の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。職員がその職を退いた後も同様に取り扱います。

<要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口>

① 当施設ご利用相談窓口

- 解決責任者：施設長 伊豫 宣行
- 受付担当者：自立支援課長 恩田 直美
- ご利用期間：月曜日～金曜日（祝日は除く）
- ご利用時間：9:30～17:00
- 電話番号：0852-27-5192
- FAX 番号：0852-24-4876

※ 担当者が不在の場合は、厚生センター総務課までお申し出ください。また苦情受付箱（意見箱）を設置しておりますのでご利用ください。

② 第三者委員会

- 森田 進：090-1687-8737（松江市）
- 遠藤 聖子：0852-24-1344（松江市）

## <嘱託医師>

- 福間内科医院 福間 安彦 医師  
住所 島根県松江市雑賀町 45 番地  
電話 0852-21-3727
- 青葉病院 柴田 昌洋 医師  
住所 島根県上乃木五丁目 1 番 8 号  
電話 0852-21-3565

## <協力医療機関>

医療機関	診療科	所在地	電話番号	入院設備
独立行政法人国立病院機構松江病院	外科・呼吸器等	島根県松江市上乃木 5 丁目 8 番 31 号	0852-21-6131	有
総合病院松江生協病院	内科・外科等	島根県松江市西津田 8 丁目 8 番 8 号	0852-23-1111	有
松江市立病院	内科・外科等	島根県松江市乃白町 32 番地 1	0852-60-8000	有
松江記念病院	歯科口腔外科	島根県松江市上乃木三丁目 4 番 1 号	0852-27-8111	無
島根県東部口腔保健センター	歯科口腔外科	島根県松江市南田町 141-9	0852-24-2725	無

## <防災設備等>

● 自動火災報知器	有
● 防火扉	有
● 誘導灯	有
● スプリンクラー	有
● ガス漏れ報知器	有
● 非常通報装置	有
● 非常用電源	有
● 消火器	有

※ カーテン、布団等は防災加工のものを使用しております。

利用料金を含む詳細については、備え付けの「重要事項説明書」をご覧ください。